

○東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者一部負担金等に係る免除等取扱要綱

平成 23 年 7 月 1 日
広域連合告示第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 69 条第 1 項第 2 号、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金減免等取扱規則（平成 20 年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第 5 号）第 10 条及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「東日本大震災財政援助法」という。）第 73 条から第 76 条の規定に基づき、同法第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）において被害を受けたことにより、保険医療機関等（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）等において一部負担金等を支払うことが困難であると認められる者に対して、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う一部負担金等の免除等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震、これに伴う原子力発電所の事故による災害及び平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部地震をいう。

2 「一部負担金等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法第 67 条第 1 項に規定する一部負担金
- (2) 保険外併用療養に係る一部負担金相当額（法第 76 条第 2 項第 1 号に掲げる「第 67 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額」）
- (3) 訪問看護療養に係る一部負担金相当額（法第 78 条第 4 項に掲げる「第 67 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額」）
- (4) 療養費に係る一部負担金相当額（ただし、法第 77 条第 1 項又は第 2 項に規定するものとする。）
- (5) 法第 74 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額（前 4 号のいずれかの療養に係るものに限る。）
- (6) 法第 75 条第 2 項に規定する生活療養標準負担額（第 1 号から第 4 号のいずれかの療養に係るものに限る。）

(一部負担金等の免除等)

第 3 条 広域連合長は、広域連合の被保険者であって、特定被災区域において被害を受けた被保険者に対して、厚生労働省の通知に基づく期日までの療養について一部負担金等の支払いを免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる一部負担金等は、東日本大震災財政援助法第 50 条に規定する特例対象期間において免除することができ

る。

- 3 前条第2項第5号及び第6号に規定する負担額が、現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額を免除するものとする。

(一部負担金等の免除の申請等)

第4条 一部負担金等の免除を受けようとする者は、所定の東日本大震災により被災した被保険者に係る後期高齢者医療一部負担金・標準負担額免除申請書に、免除措置に該当することを明らかにすることができる書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該書類の入手が困難である場合には、当該被保険者の申立てによることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成23年6月30日までの療養については、申請を要しないものとする。

(一部負担金等の免除の決定)

第5条 広域連合長は、被害を受けたことの認定及び免除期間の決定にあたっては、厚生労働省の通知に基づくものとする。

- 2 広域連合長は、前条第1項による申請が要件に該当すると認めたときは、所定の後期高齢者医療一部負担金・標準負担額免除証明書（以下「免除証明書」という。）を当該被保険者に交付するものとする。

- 3 広域連合長は、前条第1項による申請が要件に該当しないと認めたときは、所定の後期高齢者医療一部負担金・標準負担額免除申請却下通知書により当該被保険者に通知するものとする。

- 4 免除証明書の交付を受けた者（以下「免除該当被保険者」という。）は、申請の理由に変更があった場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告し、免除証明書を返還しなければならない。

(保険医療機関等における取扱い)

第6条 免除該当被保険者が平成23年7月1日以降に、保険医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に免除証明書を提示しなければならない。

(保険医療機関等以外における取扱い)

第7条 免除該当被保険者は、第2条第2項第4号に規定する一部負担金等（協定を締結している柔道整復師による施術を除く。）について、当該療養費の請求と区別して、別に定める請求書により、一部負担金等の支給を申請することができる。

- 2 協定を締結している柔道整復師による施術及び第2条第2項第3号に規定する訪問看護療養については、前条の取扱いに準ずるものとする。

(一部負担金等の免除の取消し)

第8条 免除該当被保険者が、偽りの申請その他不正の行為等により免除証明書の交付を受けたことが明らかになったときは適用日に遡って、その後の事情の変化により要件に該当しなくなったと認められるときは、該当しなくなったと認められる日に遡って免除の決定を取り消すものとする。

- 2 前項により免除の決定を取り消された者は、免除証明書を返還するとともに、免除の決定を取り消された日以降において一部負担金等の免除を受けた場合にあっては、当該

一部負担金等の免除により支払いを免れた一部負担金等を納付しなければならない。

(事後の支給)

第9条 広域連合長は、平成23年6月30日までの療養において、一部負担金等を被保険者が既に支払ったときは、療養費の例による申請により免除額を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項に定める一部負担金等は厚生労働省の通知に基づく期日までの療養について支給することができる。

3 前2項の支給にあたっては、平成23年7月1日以降に広域連合の被保険者である者が申請するときは、免除証明書の交付を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、東日本大震災により被災した被保険者に対する広域連合の一部負担金等に係る免除等の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年3月1日広域連合告示第8号)

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

東日本大震災により被災した被保険者に係る後期高齢者医療一部負担金・標準負担額免除申請書

申 請 者 名		被 保 険 者 と の 関 係	
申 請 者 住 所		連 絡 先 電 話 番 号	

被 保 険 者 番 号		
被 保 険 者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
申 請 の 理 由 ※該当の理由を○で 囲 ん で 下 さ い		平成23年3月11日発生の東日本大震災により、 ①家屋が全壊(半壊、全焼、半焼)したため ②主たる生計維持者が死亡(重病、重傷)したため ③主たる生計維持者が行方不明のため ④主たる生計維持者が廃業(業務休止)したため ⑤主たる生計維持者が失職して、無収入のため ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている
岡山県後期高齢者医療広域連合長 様 上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の一部負担金及び標準負担額の免除を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 印		

岡広業第 号

後期高齢者医療一部負担金・標準負担額免除証明書

被 保 険 者 番 号							
被 保 険 者	住 所						
	氏 名						
	生 年 月 日						
有 効 期 間		一 部 負 担 金	自	平 成	年	月	日
			至	平 成	年	月	日
		標 準 負 担 額	自	平 成	年	月	日
			至	平 成	年	月	日

上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金及び標準負担額の免除を行っている者であることを証明する。

平成 年 月 日

3	9	3	3				
---	---	---	---	--	--	--	--

岡山県後期高齢者医療広域連合長
高 木 直 矢

岡広業第

号

後期高齢者医療一部負担金・標準負担額免除申請却下通知書

被 保 険 者 番 号

被
保
険
者

住 所

氏 名

生 年 月 日

却 下 理 由

上記のとおり、東日本大震災により被災した被保険者に係る後期高齢者医療一部負担金・標準負担額免除申請については、却下しましたので通知します。

不服申立て及び取消し訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岡山県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、岡山県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

平成 年 月 日

3	9	3	3				
---	---	---	---	--	--	--	--

岡山県後期高齢者医療広域連合長

高 木 直 矢

後期高齢者医療一部負担金・標準負担額免除証明取消通知書

被 保 険 者 番 号			
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
取 消 日		一部負担金	平成 年 月 日
		標準負担額	平成 年 月 日
取 消 理 由			

上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金及び標準負担額の免除証明を取り消しますので、通知します。取消日以降の診療等については、一部負担金及び標準負担額は免除されません。

不服申立て及び取消し訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岡山県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、岡山県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

平成 年 月 日

3	9	3	3				
---	---	---	---	--	--	--	--

岡山県後期高齢者医療広域連合長

高 木 直 矢